

## 2016年度新賃金配分第2回団体交渉開催 またも配分回答は等級別に格差！ これでは格差が拡大するばかりだ！

本部は4月7日、『申第22号・2016年度新賃金配分に関する申し入れ』に基づく第2回団体交渉を開催しました。会社から2016年度新賃金配分について回答がありました。会社は、35歳ポイント1,000円(0.31%)の配分を「社員及び専任社員の基本給に、等級及び区分に応じて額を加算する」として、社員の基本給、初任給、昇格時昇給額、専任社員の基本給額の変更を回答しました。また、「配分については、これまでと同様に賃金制度に基づき配分をした」と説明しました。本部は、「ベアは、組合員はもとより全社員の基本給に加算するよう主張してきたが、回答はまたもや格差配分であり、認めることができない」と会社回答に対して不満を表明、対立を確認し持ち帰り検討としました。

### <会社回答>

平成27年度の賃金改訂について、次のとおりとする。

#### 1. 在籍者への加算

平成28年4月1日に在籍する社員(試用社員を含む。)及び専任社員の平成27年4月1日現在異動後の基本給に、等級及び区分に応じて別表1のとおり額を加算する。

#### 2. 初任給額

基本協約第103条及び第104条に定める初任給額を別表2及び別表3のとおりとする。

#### 3. 昇格時昇給額

基本協約第113条に定める昇格時昇給額を別表4のとおりとする。

#### 4. 専任社員の基本給額

専任社員の雇用に関する協約別表1及び附則第3項に定める基本給額を別表5及び別表6のとおりとする。

#### 5. 実施時期

平成28年4月1日から実施する。

#### 6. 精算日

平成27年6月24日以降準備でき次第とする。

### <主な議論>

会社：平成28年度賃金改訂についての考え方は、これまでの考え方と同じ考えである。今回実施する35歳ポイント1,000円の賃金引き上げの配分は、新人事賃金制度移行時の初任給に、その当時の昇格時昇給額を各等級ごとに加算し、その累計額のS2等級を基準と考え比率を1とし、他の等級の比率を算出した。現制度への移行時以降の累計の引き上げ額5,000円（2007年600円、2008年900円、2014年1,500円、2015年2,000円）に、今回の1,000円を足した6,000円を基準とし、各等級の比率を乗じて四捨五入（49円以下切り捨て、50円以上切り上げ）した額から、各等級の累計引き上げ額（例としてS2等級は600円+900円+1,500+2,000=5,000円、）を差し引いた額が今回の基本給加算額である。

専任社員については、一般社員のように等級間の差がないので、基本給額に役付手当をプラスし、引き上げの率（0.31%）を乗じて算出した額を100円単位で四捨五入したものである。

初任給については、初任給の等級にそれぞれ等級の改訂の加算額を加えたものである。

昇格時昇給額については、改訂額の昇格時の等級と以前の等級との差額を加算した。

組合：組合要求とは、一律1,000円の加算という相反する回答である。不満の意を表明する。

会社：これまでと同じ考えの回答である。

組合：4月1日現在の、社員数、平均年齢、平均賃金、改訂後の総引き上げ額

を明らかにすること。

会社：そのような、考えはない。会社の社員数等は季報に掲載されている。

組合：本年4月1日のものは載っていない。

会社：4月1日付のものは載っていないが、社員数等は別の場で話す。

組合：明らかにできないことを確認する。不満であり、持ち帰り検討とする。

以 上

回答内容の詳細については次ページ以降の、回答資料別表を参照して下さい。

別表1：基本給加算額

等級	一般社員	医療社員
J 1 等級	800 円	—
J 2 等級	900 円	800 円
J 3 等級	900 円	900 円
S 1 等級	900 円	1,000 円
S 2 等級	1,000 円	1,000 円
S 3 等級	1,000 円	1,000 円
C 1 等級	1,200 円	1,100 円
C 2 等級	1,200 円	1,200 円
L 1 等級	1,400 円	1,300 円
L 2 等級	1,400 円	1,400 円
L 3 等級	1,600 円	1,400 円
L 4 等級	会社が別に定める。	
L 5 等級		

区分		専任社員
I	生年月日が昭和30年4月2日以降の者	600 円
	上記に該当しない者	500 円
II		600 円
III		800 円
IV		会社が別に定める
V		500 円

別表2：初任給額（一般社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（大学院に限る。）	S 1 等級	221,100 円
大学、短期大学（修業年限2年以上の専攻科に限る。）、 高等専門学校（修業年限2年以上の専攻科に限る。）	J 3 等級	191,500 円
短期大学、高等専門学校、専修学校（高等学校卒業を入学資格とする修業年限2年以上の専門課程に限る。以下、別表3において同じ。）	J 2 等級	171,900 円
高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下、別表3において同じ。）	J 1 等級	153,000 円

（注）学校別は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定められたものによる。以下、別表3において同じ。

別表3：初任給額（医療社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（修業年限6年の薬剤師に限る。）	S1等級	218,700円
大学（上記以外の薬剤師に限る。）		211,500円
大学（薬剤師を除く。）	J3等級	201,100円
短期大学、高等専門学校、専修学校		196,300円
高等学校、中等教育学校	J2等級	175,600円

（注）採用日において、該当する職種の免許を受けていない者は見習発令を行うこととする。この場合の初任等級及び初任給額は、該当する職種の免許を受けるまでの間、別表2に掲げる初任等級及び初任給額を適用する。

別表4：昇格時昇給額

昇格区分	一般社員	医療社員
J1等級→J2等級	9,300円	—
J2等級→J3等級	9,800円	7,200円
J3等級→S1等級	18,500円	10,400円
S1等級→S2等級	9,800円	8,200円
S2等級→S3等級	10,300円	8,200円
S3等級→C1等級	19,600円	15,500円
C1等級→C2等級	10,300円	9,300円
C2等級→L1等級	41,200円	25,800円
L1等級→L2等級	13,400円	10,300円
L2等級→L3等級	18,600円	15,400円
L3等級→L4等級	会社が別に定める。	
L4等級→L5等級		

別表5：基本給額（専任社員）

区分	対象	月額
I	基本協約第101条別表第2中 J1～S3等級相当職にあった者	182,600円
II	基本協約第101条別表第2中 C1、C2等級相当職にあった者	192,700円
III	基本協約第101条別表第2中 L1、L2等級相当職にあった者	203,700円
IV	上記I～III以外の職にあった者	会社が決定する。
V	上記I～IVにかかわらず、定年退職時に次のいずれかに該当する者 (1) 就業に支障がある健康状態又は勤務状況の者 (2) 定年退職までの勤務成績が特に劣悪な者 (3) 就業に必要な意欲・能力を欠いた者	162,300円

※区分Vに該当する場合、原則として役付手当は支給しないものとする。

別表6：基本給額（生年月日が昭和36年4月1日以前の者で、かつ、別表5に定める区分Ⅰ及び区分Ⅱに該当する者）

(1) 生年月日が昭和30年4月1日以前の者

区分	月額
Ⅰ	162,300円
Ⅱ	182,700円

(2) 生年月日が昭和30年4月2日以降昭和32年4月1日以前の者

区分	適用期間	月額
Ⅰ	62歳に達する日の属する月まで	182,600円
	62歳に達する日の属する月の翌月以降	162,300円
Ⅱ	62歳に達する日の属する月まで	192,700円
	62歳に達する日の属する月の翌月以降	182,700円

(3) 生年月日が昭和32年4月2日以降昭和34年4月1日以前の者

区分	適用期間	月額
Ⅰ	63歳に達する日の属する月まで	182,600円
	63歳に達する日の属する月の翌月以降	162,300円
Ⅱ	63歳に達する日の属する月まで	192,700円
	63歳に達する日の属する月の翌月以降	182,700円

(4) 生年月日が昭和34年4月2日以降昭和36年4月1日以前の者

区分	適用期間	月額
Ⅰ	64歳に達する日の属する月まで	182,600円
	64歳に達する日の属する月の翌月以降	162,300円
Ⅱ	64歳に達する日の属する月まで	192,700円
	64歳に達する日の属する月の翌月以降	182,700円